資料４－２

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ウ．新制度未移行幼稚園の副食費補足給付費		エ．認可外保育施設等の利用料	
	市内	市外	市内	市外
名古屋市	償還払いで個人へ支給。年度末、１２か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年度末、１２か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。
豊橋市	代理受領で施設へ支給。月１回。	代理受領で施設へ支給。月１回。	償還払いで保護者へ支給。年４回。	償還払いで保護者へ支給。年４回。
岡崎市	償還払い（年３回）	償還払い（年３回）	償還払い（年４回）	償還払い（年４回）
一宮市	法定代理受領で施設へ支給。月内の入所者数で支払い（年度末精算）	基本、市内と同様の方法だが、施設の意向により償還払いで対応。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者または施設から請求。	基本、市内と同様の方法だが、施設の意向により法定代理受領で対応。
瀬戸市	法定代理受領で施設へ支給。年２回（４月～８月分、９月～３月分）支払。	償還払いで個人へ支給。年２回（４月～８月分、９月～３月分）支払。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求（園取りまとめ）。	同左
半田市	償還払いで個人へ支給。４月分～８月分、９月分～３月分の年２回払い。（市民税課税額の切替のため）	対象施設なし	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
春日井市	代理受領で施設へ給付。年４回、３か月分ずつ支払。	代理受領で施設へ給付。年４回、３か月分ずつ支払。	償還払いで個人へ給付。毎月保護者から請求。	償還払いで個人へ給付。毎月保護者から請求。
豊川市	法定代理受領で施設へ毎月支給。前月の実績を基に支払。	法定代理受領で施設へ毎月支給。前月の実績を基に支払。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
津島市	年4回、3か月分を法定代理受領で施設へ支給。	同左	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	同左
碧南市	該当なし	法定代理受領で施設へ支給。年２回（９月、３月）。	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。
刈谷市	償還払いで個人へ支給。年２回、５か月分及び７か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年２回、５か月分及び７か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。毎月、保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。毎月、保護者から請求。
豊田市	法定代理受領（年4回：4・8・11・2月）	法定代理受領（年4回：4・8・11・2月）	償還払い（年4回：2・5・8・11月）	償還払い（年4回：2・5・8・11月）
安城市	償還払いで施設に支給し施設から保護者に還付。年度末精算で一括払い。（就園奨励費と同じ運用）	市内と同じ。	償還払いで個人に支給。当年度は２月～５月、６月～９月、１０月～２月の４カ月分の請求書を保護者から提出。	市内と同じ。
西尾市	償還払いで園経由で支給（予定）。年度末精算で一括払い。	市内と同様の対応	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分施設または保護者から提出。	市内と同様の対応
蒲郡市	法定代理受領で施設へ支給。年４回払、３か月分を施設から請求	ア（市外）と同じ	償還払いで個人へ支給。年４回払、３か月分を保護者から請求	ア（市外）と同じ
犬山市	補助金を施設へ交付。年度当初に当初交付し、年度末に額確定し精算。	補助金を施設へ交付。年度当初に当初交付し、年度末に額確定し精算。	償還払いで個人へ支給。4半期ごとに保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。4半期ごとに保護者から請求。

資料４－２

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ウ．新制度未移行幼稚園の副食費補足給付費		エ．認可外保育施設等の利用料	
	市内	市外	市内	市外
常　滑　市	該当施設なし	償還払い	償還払い	償還払い
江　南　市	法定代理受領で施設へ支給。月末の実績で支払（原則毎月）	法定代理受領で施設へ支給。月末の実績で支払（原則毎月）	償還払いで個人へ支給。１か月分～３か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。１か月分～３か月分を保護者から請求
小　牧　市	償還払いで個人へ支給。年２回、６か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年２回、６か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求
稲　沢　市	施設経由での償還払い	施設経由での償還払い	直接給付	直接給付
新　城　市	該当なし	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	該当なし
東　海　市	法定代理受領で年２回（４月～８月分、９月～３月分）を支給。	法定代理受領で年２回（４月～８月分、９月～３月分）を支給。	償還払いで年４回、３か月分を支給。	償還払いで年４回、３か月分を支給。
大　府　市	償還払いで個人へ支給。年度末精算で一括払（園を通じて保護者から請求）。	同左	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を支払（保護者が市に直接請求。一部園は園を通じて保護者から請求。）。	同左
知　多　市	施設を通じた償還払い。年度末に一括払い。施設から請求。		償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	
知　立　市	イと同様	同左	イと同様	同左
尾張旭市	償還払いで個人へ支給。年度末精算で一括払い。	償還払いで個人へ支給。年度末精算で一括払い。	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。
高　浜　市	法定代理受領で施設へ支給。６か月分請求、年２回支払	法定代理受領で施設へ支給。６か月分請求、年２回支払、または、償還払いで個人へ支給。年２回、６か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求
岩　倉　市	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求
豊　明　市	償還払いにより対応 保護者は施設から発行された証明兼領収書を請求書に添え市へ直接請求、市は年２回支払う。 幼稚園の協力のもと一括取りまとめで処理	原則償還払い	償還払いにより対応 保護者は施設から発行された証明兼領収書を請求書に添え市へ直接請求、市は四半期ごとに支払う。	原則償還払い
日　進　市	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。	市内と同じ。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	市内と同じ。
田　原　市	市内に施設なし	償還払い（年3回）	償還払い（年4回）	償還払い（年4回）
愛　西　市	償還払いで個人へ支給。随時払い。	償還払いで個人へ支給。随時払い。	償還払いで個人へ支給。随時払い。	償還払いで個人へ支給。随時払い。

資料４－２

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ウ．新制度未移行幼稚園の副食費補足給付費		エ．認可外保育施設等の利用料	
	市内	市外	市内	市外
清　須　市	市内に新制度未移行幼稚園なし。	法定代理受領で施設へ毎月支給。請求金額については、幼稚園より提出される請求書をもとにする。（請求書締め日：翌月６日，支給日：翌月２６日まで）	償還払いで個人へ支給。年4回（3か月分を）保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年4回（3か月分を）保護者から請求。
北名古屋市	４月から独自施策による給食費無償化を実施 所得に関係なく、市内居住園児の給食費を無料化 法定代理受領にて園へ支払い	４月から独自施策による給食費無償化を実施 所得に関係なく、市内居住園児の給食費を無料化 園の希望により法定代理受領もしくは３か月ごとの保護者への償還払い	償還払い ３か月ごとに保護者から請求、保護者へ支払い	償還払い ３か月ごとに保護者から請求、保護者へ支払い
弥　富　市	該当施設なし	現物支給で毎月支払い。	該当施設なし	該当施設なし
みよし市	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
あ　ま　市	償還払いで保護者へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	同左	償還払いで保護者へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	同左
長久手市	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。